

大野市監査告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査等を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年11月25日

大野市監査委員 松田浩次

大野市監査委員 堀田昭一

令和 7 年度
定期監査結果報告書

令和 7 年 1 月

大野市監査委員

目 次

1	大野市監査基準への準拠	1 頁
2	監査の種類	1 頁
3	監査の対象及び実施期間	1 頁
4	監査の着眼点（評価項目）	1 頁
5	監査の主な実施内容	3 頁
6	監査結果	4 頁
7	総括意見	6 頁

1 大野市監査基準への準拠

令和7年度定期監査は、大野市監査基準（令和2年大野市監査告示第2号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

3 監査の対象及び実施期間

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計における各部署の所管事業全般について、次のとおり監査を実施した。

対象部署等	実施期間	備考
行政経営部、健幸福祉部、地域経済部、くらし環境部、地域づくり部、会計課、議会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局、消防本部	令和7年6月27日から 7月11日まで	
小山公民館、上庄小学校、開成中学校、阪谷保育園	令和7年10月9日、14日	出先機関等の現地調査
書類検査	令和7年6月27日から 11月21日まで	

4 監査の着眼点（評価項目）

令和7年度監査計画に基づき、監査における主な着眼点は次のとおりとした。

監査項目	主な着眼点
(1) コンプライアンスの遵守（法令遵守体制等）	<ul style="list-style-type: none">・事務事業が関係法令等に則り適正に行われているか・個人情報が適正に管理されているか・府内文書を適正に管理しているか など
(2) 適切な財務会計処理	<p>(収入関係)</p> <ul style="list-style-type: none">・不適切な収入手続はないか・未収入の債権に対し、遅滞なく適切な処理をしているか など <p>(支出関係)</p> <ul style="list-style-type: none">・予算科目の誤り等はないか・予算消化など、不適切な予算執行はないか・支払いの遅延はないか など <p>(契約関係)</p> <ul style="list-style-type: none">・工事等の発注において、契約を恣意的に分割していないか

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容が適切であり見直す必要のあるものはないか ・契約書類や契約手續に不備はないか ・契約内容が適切に履行されているか ・不適切な隨契理由はないか など
(3) 行政機関としての適切な業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの苦情に關し、報告や情報共有のもとに適切な対応がなされているか ・補助金の実績報告が適切に行われ、目的に対する効果の検証が十分であるか ・事業の公正性、安全性、費用対効果の検証が十分であるか ・外部委託の業務内容の検証、契約相手方の選定が適切になされているか ・資産（備品含む）を適切に保全及び管理し、有効に活用しているか ・コスト削減の意義を十分認識し、実行に努めているかなど
(4) リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上のリスク発生に対する報告、事案の検証、業務改善等の管理体制が適切に構築されているか
(5) 不祥事件に係る再発防止策等の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の意義を職員間で十分共有し、継続的かつ適切に取り組んでいるか
(6) 第六次大野市総合計画の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次大野市総合計画における各施策の進捗状況
(7) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の定期監査における指摘事項等の進捗状況 ・システムリスク（大野市情報セキュリティポリシーの遵守状況及び不審メール、ウイルス感染など）の対策及び管理体制が適切に運用されているか ・公金等（歳計外含む）の管理体制は適切であるか ・ワークライフバランス（時間外勤務、休暇取得）の状況 ・セクハラ、パワハラ等の防止対策及び対応状況 など

5 監査の主な実施内容

上記の監査の着眼点（評価項目）について、事前に監査資料の提出を求め、関係書類等を検査するとともに、適宜書面及び口頭による質問・照会への回答や関係職員から執行状況等の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

なお、監査の結果については、次のとおり区分することとした。

区分	内容	処置の内容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">1 法令に違反すると認められる事案2 予算目的に反していると認められる事案3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案4 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められる事案5 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案6 前回までの監査で指摘事項又は検討事項となっている事案であって、是正又は改善のための努力もしくは検討がなされていないと認められるもの7 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの	<p>具体的な内容を監査の結果報告に記載して市長等に提出するとともに公表する。</p> <p>また、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置について回答を求める。</p>
注意	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭により、是正又は改善を求める。</p> <p>また、監査委員は、必要と認める場合、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求める。</p>
検討	指摘事項又は注意事項には該当しないが改善の検討を求めるもの	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。</p> <p>また、監査委員は、必要と認める場合、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求める。</p>

要望	<p>業務運営にあたって留意や努力を要望するもの</p>	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で留意や努力を要望する。</p> <p>また、監査委員は、必要と認める場合、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求めることができる。</p>
----	------------------------------	--

6 監査結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、予算の執行は公正妥当であり、監査の対象となった事務事業が法令に適合し適正かつ効率的に執行され、組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。

ただし、一部において、事務の改善を要する指摘事項が見受けられたため、直ちに必要な措置を講じられたい。

また、今後の事務事業の強化を図るため、指摘事項以外にも注意事項、検討事項及び要望事項を提起した。

監査結果の概要は、次のとおりである。

区分	行政 経営部	健 幸 福 祉 部	地 域 経 済 部	く ら し 環 境 部	地 域 づ く り 部	会 計 課	議 会 事 務 局	行 政 委 員 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	消 防 本 部	共 通	計
指摘事項	4	1	1	1					2			9
注意事項		1			2				5	1	1	10
検討事項				1	1	1			2			5
要望事項	2		2	2				1				7
計	6	2	3	4	3	1		1	9	1	1	31

※本年度より、監査結果の区分に「注意」を加え、「指摘」、「注意」、「検討」、「要望」の4つの分類とした。

指摘事項の内容は、次のとおりである。また、注意事項、検討事項及び要望事項の内容は、別途関係対象機関の長等に通知することとする。

【指摘事項】

該当部署等	内容
行政経営部 政策推進課 秘書広報室	広報おおの掲載記事の誤りや、市公式LINEで発信した情報の誤りが前年同様発生しており、より相互牽制を働かせるとともに適正な事務処理に努められたい。
行政経営部 総務課	戸籍情報連携システムのIPアドレス設定ミスにより、コンビニエンスストアでの広域交付サービスが5日間停止したことは市民サービスの低下につながる事案であり、システム検証が十分とは言えず、内部作業手順書の作成を含め適正な管理に努められたい。
行政経営部 総務課 契約管理室	オープンカウンターでの購入に係る支払依頼書作成時に、誤った支払先を記載したことにより、購入課において誤った支払いが行われた事案があり、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努められたい。
行政経営部 財政経営課	借地料について、所有権移転しているにもかかわらず、確認を失念し従前の所有者に支払ったことから、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努められたい。
健幸福祉部 福祉課	障害福祉サービス利用者への給付額を誤った事案及び受給資格要件の確認漏れにより重度障害者医療費助成対象者を誤った事案があり、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努められたい。また、事務の流れを明記したマニュアルを作成されたい。
地域経済部 観光交流課	所管施設の施設使用料について、調定漏れが発生したことから、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努められたい。
くらし環境部 上下水道課	修繕業務完了後に請求があったにも関わらず、担当者の失念により支払事務が長期間遅延した事案があり、チェック体制が十分ではなく、事務が適正に執行されるよう努められたい。
教育委員会事務局 教育総務課 開成中学校	通帳や現金等を保管している金庫の鍵の管理が不適切であることから、適切な管理体制となるよう徹底されたい。
教育委員会事務局 こども支援課	生活支援特別給付金の支給について、国の給付金の対象となっているにも関わらず、市独自の給付金も支給する二重支給の事案があった。想定されるリスクを認識していなかったことが要因であることから、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努められたい。

7 総括意見

今回の監査においては、令和7年度大野市監査計画に基づき、市の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が、法令や規則等に則り適切かつ正確に行われているかに主眼をおくとともに、監査項目として、適切な財務会計処理、コンプライアンスの遵守（法令遵守体制等）、個人情報の管理体制、行政機関としての適切な業務執行体制、リスク管理体制などについて監査を実施した。

監査した限りにおいて、業務リスク管理体制は強化されてきたものの、一部において市民サービスの低下につながる事案や、前年度の指摘事項に類似した案件が見受けられたため、再発防止を図るとともに、単に前例踏襲することは、不十分な事務処理に陥りやすいことを再認識し、常に業務のチェック機能・相互牽制体制の強化を図ることで、適正な事務処理に努められたい。

今後ますます複雑化、高度化する様々な行政課題に対し、的確かつ適切に対処することが求められることから、限られた経営資源を有効に生かしつつ、最小の経費で最大の効果を得られるよう、持続可能な行財政運営を目指して、なお一層の研鑽に努められるよう望むものである。